

鳥取県環境審議会大気・水質部会報告

審議事項：騒音に係る環境基準の指定地域並びに騒音、振動、悪臭に係る規制地域の
見直しについて

1 審議経過

平成 22 年 1 月 7 日に大気・水質部会に付託後、3 月 12 日に会合を開催。

2 規制地域の見直しの内容

(1) 環境基本法に基づく環境基準（騒音）の指定地域

新規：米子市、倉吉市、境港市、日吉津村

(2) 騒音規制法に基づく規制地域

変更：倉吉市、八頭町

(3) 振動規制法に基づく規制地域

変更：倉吉市

新規：八頭町

(4) 悪臭防止法に基づく規制地域

変更：米子市（旧淀江町）

3 審議の内容

- ・住民の意見が反映されていること
- ・地域指定の地域区分が現状に合わせてなされていること
- ・パブリックコメントが適切な方法で行われていること

以上の観点から、部会として見直し案を適当であると認めた。